

令和３年度 ひとり親家庭助成事業実施要綱

（目的）

第１条 いなべ市内のひとり親世帯における小学校・中学校に入学する児童を祝うとともに入学準備の支援を目的とする。

（実施者）

第２条 本事業は、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が共同募金配分金を財源として実施する。

（助成の対象）

第３条 助成の対象は、いなべ市在住の令和４年度に小学校もしくは中学校に入学する、次のいずれにも該当する者。

- （１）ひとり親の世帯
- （２）当該年度の小学校入学時にランドセルを購入する者もしくは、中学校入学時に学生服・体操服のいずれかを購入する者
- （３）市民税非課税世帯

（助成額）

第４条 助成額は、対象の購入費用とする。ただし、１名につき１万円を上限とする。

（申請）

第５条 本会へ次の書類を令和４年３月１１日までに提出する。

- （１）小・中学校入学準備品助成申請書
- （２）第３条第２号の領収書
- （３）第３条の対象者含む世帯全員が記載された住民票
- （４）市民税非課税証明書

２ 本条第１項第２号は、令和３年４月１日～令和４年３月１１日までに購入したものに限ることとし、写しによる提出も可とする。

３ 本条第１項第３号～第４号は提出日の３カ月以内に発行されたものに限ることとし、写しによる提出も可とする。

（助成金の返還）

第６条 本事業において不正に助成金を申請する他、本会が不相当と認めた場合は、助成金を速やかに全額返還しなければならない。